

12月4日(水)~12月10日(火)は
人権週間です。

人権 いいづか

人権尊重の
まちづくりをめざして

部落差別問題

P 1 ~ 6

子ども的人権

P 7 ~10

女性的人権

P 11~14

飯塚市の条例・人権啓発活動報告

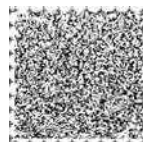
P 15~18

No.19

2024(令和6)年
12月1日

飯塚市

※この冊子には、音声コードが奇数ページ
ひだりしたぐろすう みぎした いんさつ
左下、偶数ページ右下に印刷されています。
よ あ そうち い
読み上げ装置やUni-Voiceアプリを入れ
たスマホで読み取ると、記録されている情
ほう おんせい き
報を音声で聞くことができます。



ぶ らく さ べつ もん だい 部落差別問題

マイクロアグレッション

||
“ささいな” “見えにくい”

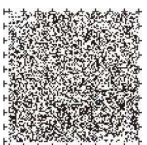
こう げき 攻撃

発する側には相手を傷つけたり差別したりする意図はないものの、社会的マイノリティ(少数派)に対する無知や存在の無視、偏見や差別意識が伝わる言動のことをマイクロアグレッションといいます。この言葉は、精神科医によって作られました。その後、人種主義や偏見に関する研究がされる中でパターンが整理されました。現在では人種差別に限らず、部落差別、性差別、外国人差別、障がい者差別などについてもマイクロアグレッションは注目されています。

相手を傷つける意図の有無でなく、意図がなくても相手の心に針でチクッと刺したような痛みを与える行為です。

発言した人は、自覚も悪気もないつもりでも、実は人権問題やマイノリティに対する無理解や偏見があり、相手を個人として尊重する意識や態度に欠けているのかもしれませんが。

不特定多数の人からマイクロアグレッションが繰り返されることで、受けた人のダメージはだんだん大きくなっていきます。けれど、マイクロアグレッションを行う人は、たいていの場合、自分の無知や偏見に気づかず「自分は差別していない」と思っています。また、言われた側の受け止め方も人によって異なります。そのため、被害を訴えるマイノリティに対して「過剰反応」や「何も言えなくなる」と非難したり、「差別をした人」とされたことに不快感を露わにしたりして、マイノリティを追い込んでしまうことがあります。



い　ひと　き　ひと　さ　べつ　う　ひと
言われた人、聞いた人＝マイノリティ(差別を受けた人)

めんどう　ひと
面倒くさい人と
おも
思われる？

い　ただ
どう言えば正しく
つた
伝わるかわからない

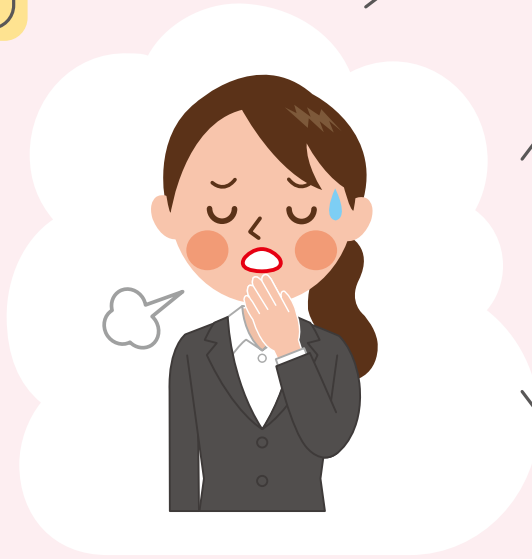
とも　だち
ほかの友達に
わたし
私のこと話すかも

よ　けい　こと
余計な事と
せんさく
詮索されるかも

たす
助けてくれる人が
ひと
いるかわからない

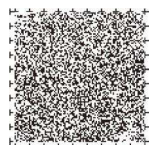
きら
嫌われたくない

かんが
いろいろ考えると、
なに　い
何も言えなく
なってしまう



ぶ　らく　さ　べつ
部落差別をはじめあらゆる差別について私は「知らない」「周りにはない」「どこ
かちがう場所の話」「関係ない」「関心がない」「差別意識はない」「部落差別はもう
ない」「騒ぎ立てるからなくなならない」と、思っている人はいないでしょうか。その
ような「**無知・無理解・無関心・無関係**」がマイクロアグレッションを起こしてしまう
のです。

さ　べつ　き　なに　せん　たく　さ　べつ　よう　にん
差別に気づいていながら「何もしない」という選択をすることは、差別を容認・
おん　そん　じょ　ちよう　かく　だい
温存・助長・拡大することにつながるのではないのでしょうか。



「無自覚な差別」 (マイクロアグレッション)

部落差別におけるマイクロアグレッション

ある日、被差別部落出身のAさんが働く会社で、部落差別問題をテーマにした人権研修がありました。

研修後、先輩と同僚の会話を偶然聞いてしまったことで、Aさんは悲しいような腹立たしいような気持ちになりました。

同僚:「私たちみたいな若い世代は、部落差別なんて、別に気にしないですよ!」

先輩:「だよなー。私も被差別部落の友達いるし!」



Aさんは職場の人に被差別部落出身であることを話していません。

Aさんは同僚らの発言に心を痛めながらも、黙ってやり過ごしました。

Aさんはなぜ悲しいような気持ちになったのでしょうか。

なぜ何も言わなかったのでしょうか。もしかしたら言えなかったのかもしれませんが。

Aさんはこれまでも同じような経験をしたことがありました。

学校の人権学習の前、クラスメートの会話

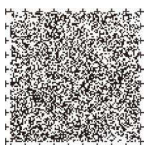
午後の授業、部落差別だって。ダルイよな～。



ね 寝るかも…



このクラスメートの発言は、「自分はこの問題を学び、解決するつもりがない。」というメッセージになります。知らないうちに誰かを傷つけたり、差別したり、差別をされたりしないように正しく学ぶ必要があります。



がいしゅつさき ぐう せん き かい わ
外出先で偶然聞こえた会話

ひ さ べつ ぶ ら く
〇〇(被差別部落の
ち めい ひ と い か た
地名)の人は言い方が
キツイよね。



そくせい き はつげん
▶▶▶ 属性によって決めつける発言

ひ さ べつ ぶ ら く ひ と はつげん げんてい き
被差別部落の人は発言がきついと限定し決めつけるのは、そこに
す 住んでいる人(ひと)や出身者(しゅっしんしゃ)にとっては、嫌(いや)な思(おも)いをさせられるのはもち
ろん、自(みづか)らのアイデンティティ(ひてい)を否定(ひてい)されてしまうことにもなり
ます。私(わたし)たちは「〇〇は△△だ」とその属性(そくせい)で個人(こじん)の特性(とくせい)を決めつ
けてしまうことがあります。そのような決めつけられ方(かた)をして
しまうとどう感(かん)じるのか、自(じ)分に当(あ)てはめ(かんが)て考えてみましょう。

ゆうじん ひ さ べつ ぶ ら く しゅっしん おも き う あ と き
友人(ゆうじん)に、被差別部落出身(ひさべつぶらくしゅっしん)であることを思(おも)い切(き)って打(う)ち明(あ)けた時(とき)



き
気にしないよ〜。
どこに生まれたとか
かん けい
関係ないよ。
みんなおな にんげん
みんな同じ人間(ひと)だよ〜

う あ ひ と おも けいけん
▶▶▶ 打ち明けた人の思(おも)いや経(けい)験(けん)を
う と
受け止(と)めない発言(はつげん)

おも き っ て う ち あ ひ と ゆうじん おも こと ば
思(おも)いきって打(う)ち明(あ)けた人(ひと)は友(ゆう)人のこの言(こと)葉(ば)を
き いて ど ん な き も ち で し ょ う 。 り かい
聞いてどんな気(き)持(も)ちでしょう。理(り)解(かい)してくれ
と あんしん した じ ぶん こと う と
と安心(あんしん)したでしょうか。自(じ)分(ぶん)事(こと)として受(う)け止(と)め、
よ そ 寄(よ)り添(そ)うた(な)めにで(い)きるこ(な)は何か(いっしょ)か。一(いっ)緒(しょ)に考(かん)え
てみるこ(たいせつ)が大切(たいせつ)です。



どこが“そういう”地(ち)域(いき)とか、
だれが“そういう”人(ひと)とか、
ぼくはし
知らないから
さ べつ
差別(さべつ)しようがないでしょ。

しよくば じん けん けんしゅう はつげん
職場(しよくば)の人(じん)権(けん)研(けん)修(しゅう)で(はつ)の(げん)言(げん)

み ちか そんざい
▶▶▶ 身(み)近(ちか)に存(ぞん)在(ざい)して(は)いるこ(を)を
り かい
理(り)解(かい)して(は)いない(はつ)言(げん)発(げん)言(げん)

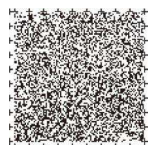
ぶ ら く さ べつ いま きず
部(ぶ)落(らく)差(さ)別(べつ)が(あ)るこ(と)で、今(いま)も傷(きず)つ(い)て(い)る
ひ と げんじよう がくしゅう ぶ ら く さ べつ しゃかい
人(ひと)の現(げん)状(じよう)を学(がく)習(しゅう)し、部(ぶ)落(らく)差(さ)別(べつ)の(な)い社(しゃ)会(かい)の
じつげん む こうどう
実(じつ)現(げん)に(む)向(こう)て行(こう)動(どう)し(ま)し(よ)う。

き も
Aさんの気(き)持(も)ち

よ おも い
良(よ)かれと思(おも)って言(い)っ
て
く れ て い る ん だ よ ね 。
い ざ こ ち わ る
でも居(い)心(ご)地(ち)悪(わる)い。
かんが
考(かん)え(え)ず(ず)ぎ(ぎ)? モヤモヤ(もやもや)する。



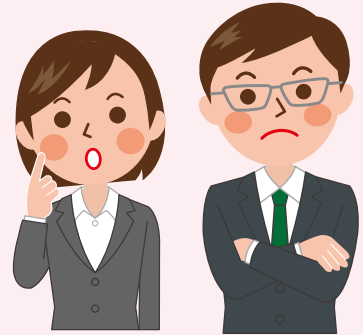
これ(これ)って差(さ)別(べつ)なの?
わる ぎ
悪(わる)気(ぎ)は(な)い(い)ん(だ)ら(う)け(ど)…。
ちゅうい
注(ちゅう)意(い)した(ほう)が(い)い(の)か(な)?
こころ
心(こころ)が(ち)ク(ち)ク(す)る。



か き じ れい さん ごう かんが
下記の事例を参考に考えてみましょう。

事例1 「私は差別しないよ」

- ・差別「する」「しない」じゃなくて「ある」ですよ。
- ・差別しない人っていないんじゃないかな。
私も気づかないうちにいると思う。
- ・差別しないでいられるように、学びたいよね。
- ・差別をしない人を増やすにはどうしたらいいと思う？
- ・私は差別しないよって言われてうれしいとは限らないよ。



事例2 「気にしすぎじゃないの？」

- ・気になるような環境があるってことだね。
- ・私だったとしても気にしてしまうと思う。
- ・気にしないでいられる人は恵まれているね。
そうじゃない人のこと考えてみようよ。
- ・気にしちゃう側の問題なの？
- ・その一言で友達がつらくなった時に相談してもらえなくなるかもしれないよ。
私は相談してもらえる友達でありたいな。

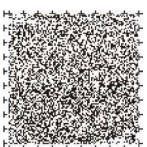


こと ば ひょうじょう いき い ぎ ひょうげん たいおう
言葉でなくても、表情やアイコンタクト、ため息などで、異議を表現する対応もできるかもしれません。

みな き こと ば たいおう かんが
皆さんも聞いてモヤモヤした言葉について対応のアイデアを、ぜひ考えてみましょう。

マイクロアグレッションを知って考えたいこと

マイクロアグレッションをしないことだけをめざすのではなく、ちがいのあ
る他者と豊かな関係を築こうとすることが大切です。そのためにまずは、受
けた側はどのような思いになるのかを知ろうとすることや、マイクロアグ
レッションが身近にないかを考えることが必要です。



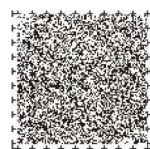
『アライになろう』

「アライ」とは

英語の「Ally」(仲間・同盟)を表す単語で、セクシュアルマイノリティの味方(理解者・サポーター)でいようとする人たちが表明する際に使われてきました。最近ではセクシュアルマイノリティに限らず、さまざまなマイノリティの側に立ち、理解・支援を表明しようとするときに、アライという言葉を使うことがあります。

差別的な言動を向けられた当事者の側に立ち、理解、支援を表明する言葉・行動を皆さんも一緒に考えましょう。

日常の他愛ないやりとりの中でマイクロアグレッションに気づいた時、私たち一人ひとりにできることは何でしょうか？そこには、気づいていないだけで、傷ついている人がいるかもしれません。あなたは、どんな言葉で、マイクロアグレッションに対応しますか？どんなふうに、ひっそりと傷ついているかもしれないマイノリティを支え、寄り添うことができるでしょうか？



みんなでまもろう！

こどもの人権



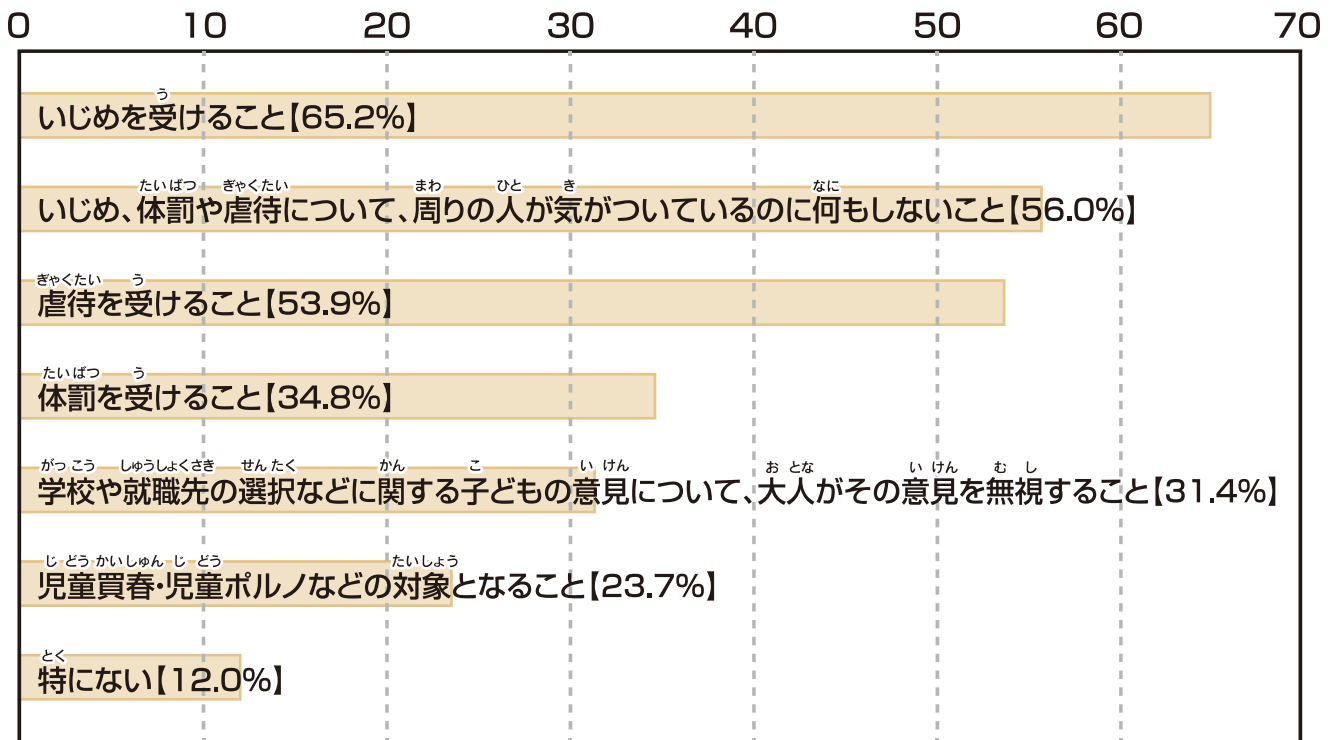
こどもをめぐる人権問題

いじめや体罰、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性被害など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。

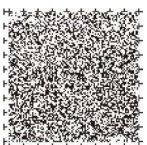
内閣府「人権擁護に関する世論調査」(2022年8月調査)から

あなたが、子どもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。

複数回答(%)



子どもは一人の人間として最大限に尊重され、まもられなければなりません。

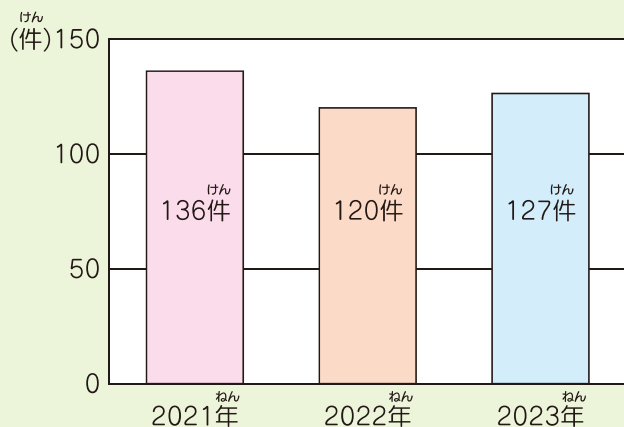


子どもへの人権侵害

いじめの現状を知っていますか？

最近の子どものいじめは、SNS上などで行われることも多く、周りから一層見えにくくなっています。さらに、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることも少なくありません。

いづかし (飯塚市におけるいじめ認知件数)



例)・悪口、陰口を言われた(うわさで聞いた)

- ・SNSのグループから外された
- ・暴力をふるわれた など...

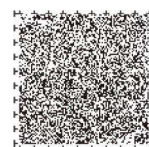
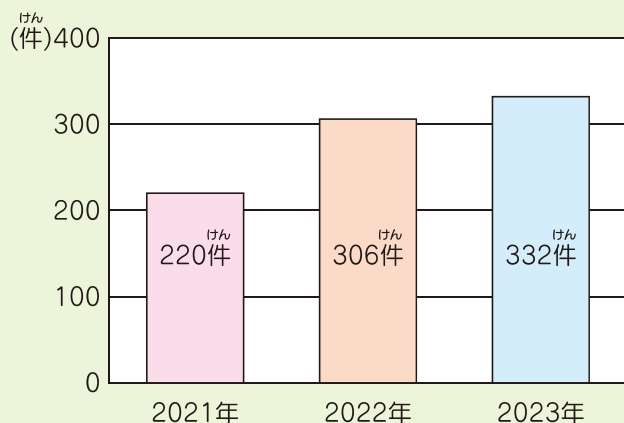


「児童虐待かな？」と思ったら迷わず相談しましょう！

昨今、親などが幼児や児童を虐待し、中には死に至らしめるとい痛ましい事件が多発しています。

子どもや家庭への包括的な相談支援などを行う「子ども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援などの子どもや家庭を支える事業を行うなど、対策の強化が進められています。

いづかし (飯塚市における18歳未満の児童虐待相談対応件数)



子どもへの人権侵害の解消に向けて

子どもの権利条約

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。

子どもの権利条約の4つの原則



2 差別の禁止

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に 対する権利

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



12 子どもの意見の尊重

子どもが意味のある参加ができること

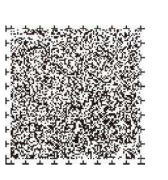
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。

日本ユニセフ協会HPより

飯塚市の子どもをみんなで守る条例

全ての子どもたちが、虐待や育児放棄から守られ、愛される幸せを実感しながら成長できるように、市民みんなで、子育てしやすい環境をつくり、子どもの命と育ちと笑顔を守るため、この条例が制定されました。

条例では、虐待予防のために地域と行政が連携して子育て支援を行うこと、**子どもを守るために地域と行政が連携して虐待防止の取り組みを行うこと**を基本方針としています。



ヤングケアラーのこと、知っていますか？

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。

例えば「ヤングケアラー」とはこんな子どもたちです。

(出典: 子ども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/aaa/>))



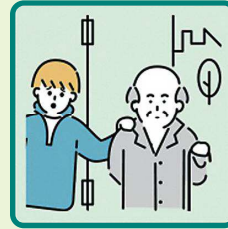
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



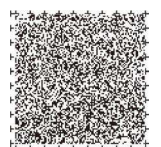
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーと子どもの人権

～みんなで支え合える社会をめざして～

子どもが家事や家族の世話をすることは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、年齢や成長に見合わない負担が続くことで、子どもらしい生活が送れず、辛い思いをしたり、進路や学業に支障をきたしたりしている場合があります。

すべての子どもたちが持つ基本的な人権を定めた「子どもの権利条約」の中には「守られる権利」「育つ権利」「生きる権利」「参加する権利」があり、すべての子どもたちが健やかに育まれるよう、子どもや家庭が抱える問題の背景をしっかりと捉え、社会全体で解決に向け考えていくことが大切です。



データでみる「女性の人権」

女性の人権を知ろう・守ろう

女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性が増えてきた一方で、家事・育児・介護の負担が大きいことや、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など男女共同参画社会の実現を妨げる人権侵害が生じています。

性別による固定的役割分担意識とは？

「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力や資質とは関係なく性別によって役割を決めようとする考え方を「性別による固定的役割分担意識」と言います。

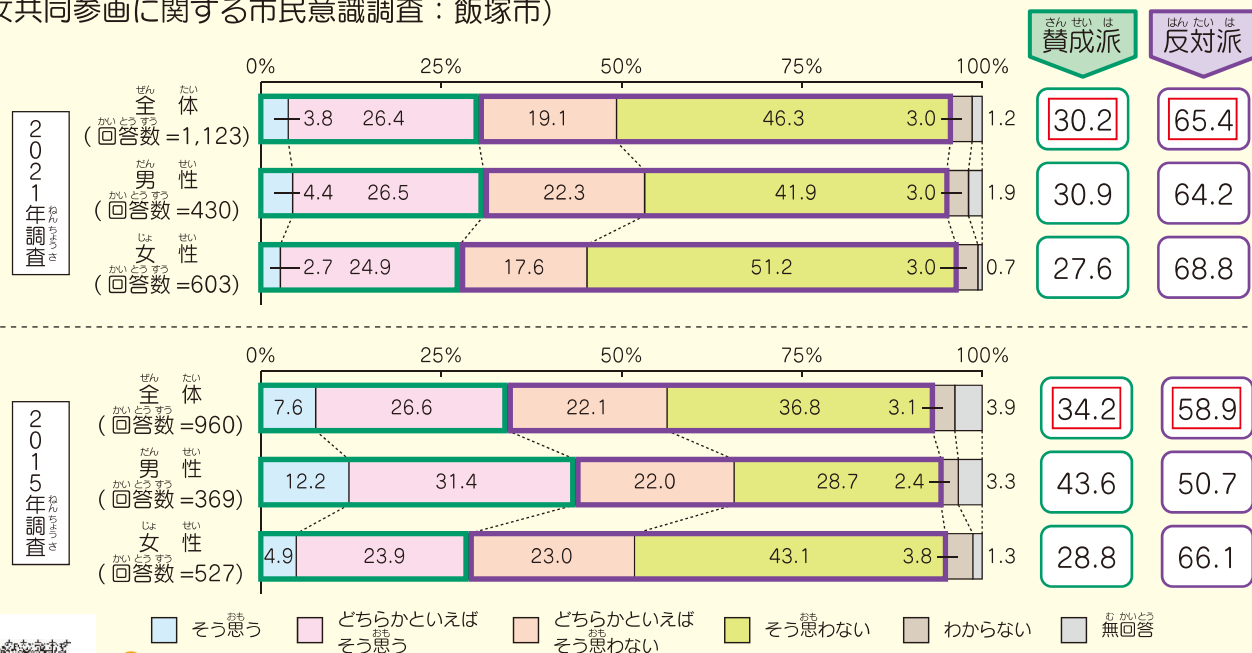
この意識は解消されつつある一方、実際の家庭生活で役割分担は依然として女性に負担がかかっていることが次のグラフでわかります。

家庭や地域、職場などさまざまな場で、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められる場合は、社会全体で議論し見直しを進めていく必要があります。



「男は仕事、女は家庭」という考え方(意識)

(男女共同参画に関する市民意識調査：飯塚市)

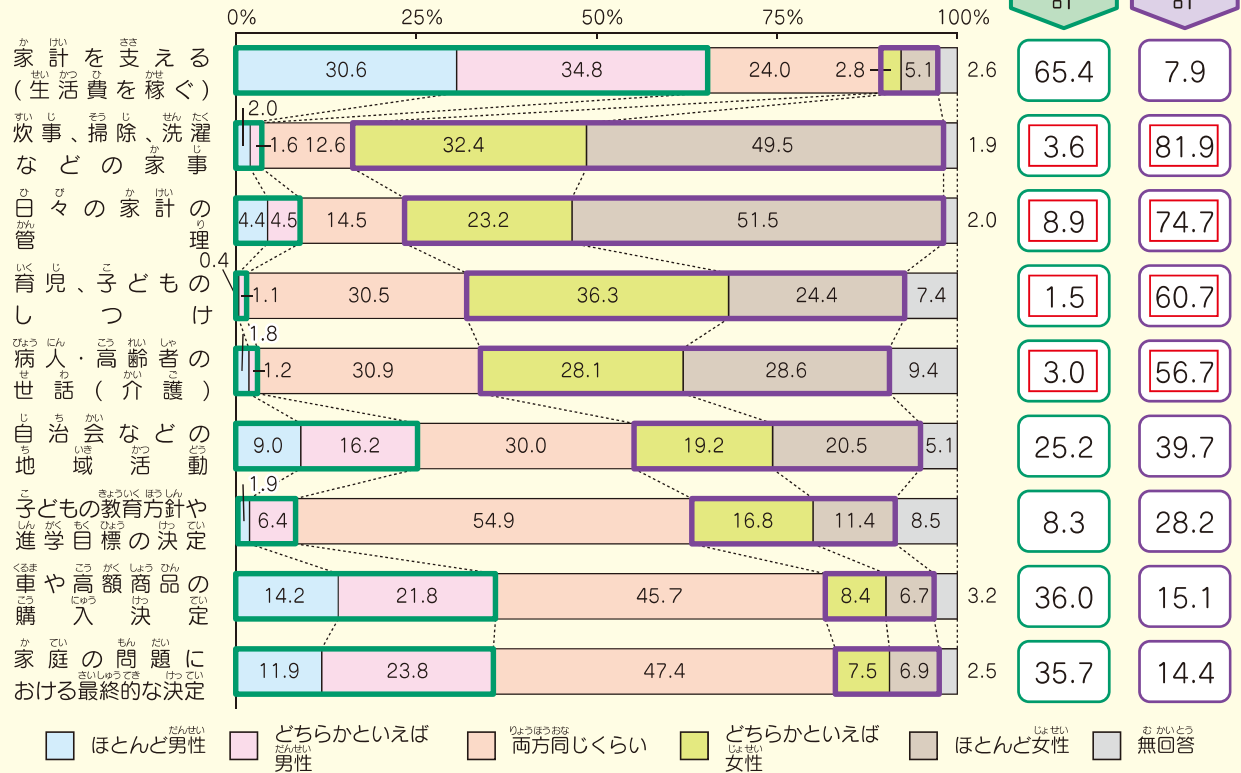


2015年調査と比較すると、2021年調査は「反対派」が増えていることがわかります。

家庭での男女の役割分担の現状

（男女共同参画に関する市民意識調査：飯塚市2021年調査）

全体（回答数=1,123）



家事・育児・介護の分野で女性に負担がかかっていることがわかります。

DV(配偶者などからの暴力)

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかし、夫婦げんかなどを受け止められてしまうこともあって表面化しにくく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

配偶者などからの暴力を防止し、被害者を保護するために、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する法律(DV防止法)が定められ、配偶者暴力相談支援センターへの相談や緊急時の一時保護、加害者を遠ざけるための裁判所の保護命令などを行っています。

男女共同参画に関する市民意識調査で過去3年間においてDVを受けたことがあるかどうかを尋ねたところ、「誰のおかげで生活できるんだと言われた経験があった」と回答した人が2021年調査で男性が4.2%、女性が9.2%、「生活費を渡してくれなかった経験があった」と回答した人が2021年調査で男性が1.7%、女性が4.2%、「蹴られたり殴られたり物を投げつけられたりした経験があった」と回答した人が2021年調査で男性が4.2%、女性が6.3%となっています。

身体的な暴力



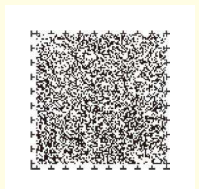
精神的な暴力



経済的な暴力



性的な暴力



セクシュアル・ハラスメント

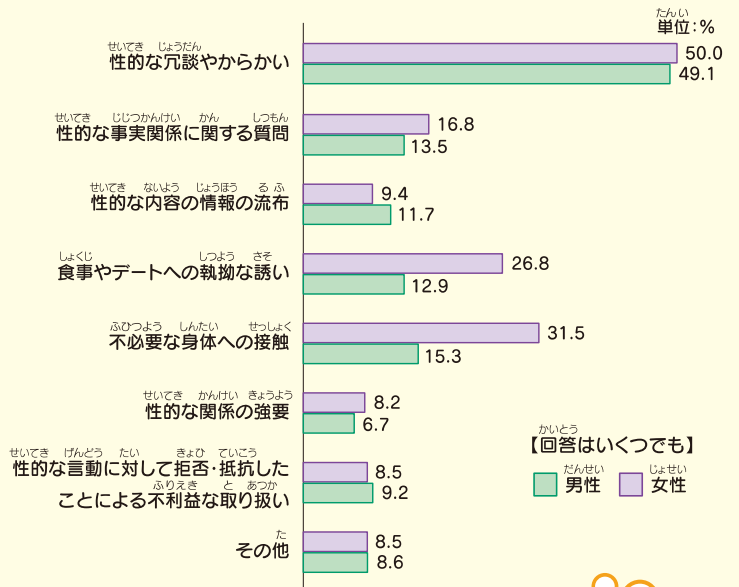
職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動により職場環境が悪化したり、性的な言動を受けた個人の対応によって、仕事を遂行する上で一定の不利益を与えられたりすることをいいます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保などに関する法律(男女雇用機会均等法)は、事業主に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることを義務づけています。



職場でのセクハラを受けた内容 (2023年厚生労働省 職場のハラスメントに関する実態調査)

※「過去3年間で、セクハラを受けたことがある」と回答した人のみの回答



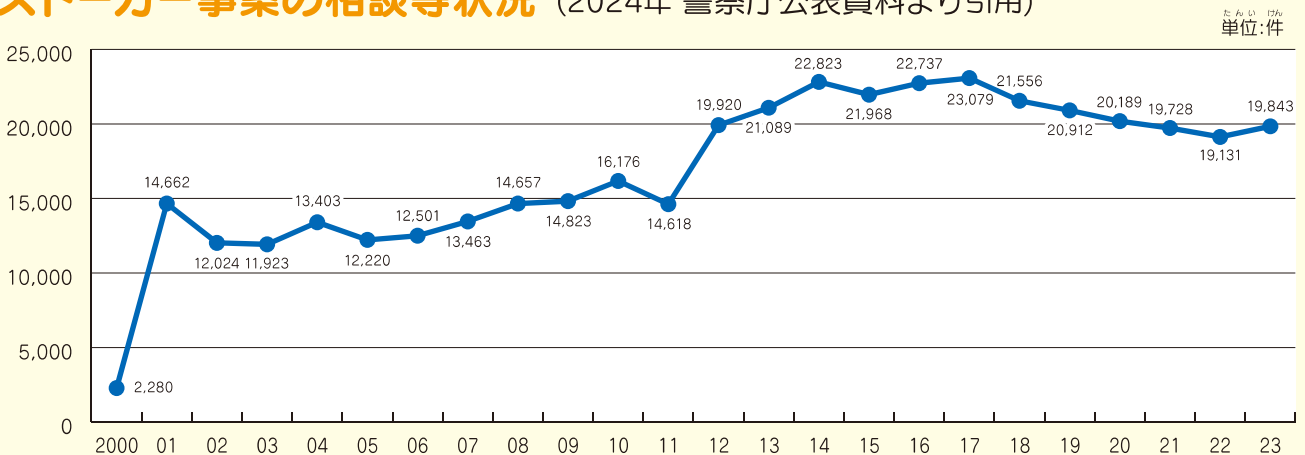
このグラフは職場内で性的な暴力・被害を受けた人がどのようなことをされたのかを表しています。しかもそれが、職場外にまで及ぶような深刻なセクハラも行われており、絶対に許されるものではありません。

ストーカー行為

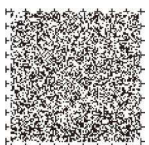
ストーカー行為とは、好意の感情やそれが満たされないことによる憎悪の感情から、押し掛けや待ち伏せ、無言電話、拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信するなどの行為を繰り返すことであり、暴行や殺人などの重大犯罪に発展するケースもあります。



ストーカー事案の相談等状況 (2024年 警察庁公表資料より引用)



ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)が制定された翌年の2001年から2014年をピークに上昇し、その後やや減少傾向が見られるものの、依然として高い件数となっています。



せいべつ ねんれい と ひとびと いよく のうりよく はつき きかい かくほ い
性別や年齢を問わず、人々の意欲と能力を発揮できる機会が確保され、生きがいのあ
りゆうじつ せいかつ おく しゃかい めざ ひつよう
る充実した生活を送ることができる社会を目指していくことが必要です。

いい づか し だん じょきょうどう さん かく すいしんじょうれい せい てい およ だん じょきょうどう さん かく
飯塚市では、飯塚市男女共同参画推進条例の制定及び飯塚市男女共同参画プランを
きだ したく じっし し しみん たいしょう そうだん し えん けい はつ すず
定めてさまざまな施策を実施するとともに、市民を対象とした相談や支援、啓発を進め
ています。

じょせい そうだん
(1) 女性のための相談

なや こま ひとり かが こ ひつよう
悩んでいること、困っていること。一人で抱え込む必要はありません。
いち ど そうだん ひみつ まも
一度、相談してみませんか？あなたの秘密は守ります。



そうだんしつ こうほう
サックス相談室広報カード

せいぼうりよくそうだんまどぐちしゅうち
性暴力相談窓口周知ステッカー

だん じょきょうどう さん かく けい はつ かつ どう
(2) 男女共同参画の啓発活動

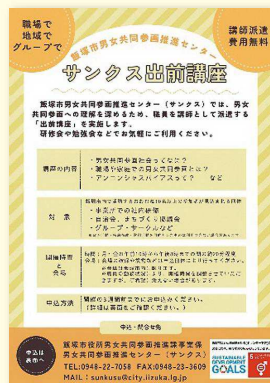
じょせい じんけんそんちょう だん じょきょうどう さん かく しゃかい じつげん む とりくみ おこな
女性の人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っています。



かさい
サックスフォーラムの開催

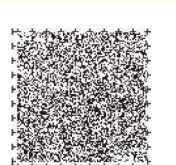
じょうほうし はっかん
情報誌サックスの発行

しょうがくせいむ けい はつ かつ し はっかん
小学生向けの啓発冊子の発行



か じ 家事シェアシート・
いく じ 育児シェアシートの配付

で まえ こう さ じっし
出前講座の実施



飯塚市の条例

『差別の解消を目的とした飯塚市の条例』

飯塚市

部落差別をはじめ

あらゆる差別の 解消の推進に 関する条例

平成28年に、国において、人権を守り差別の解消を目的とした個別の法律「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の三法が施行されました。
飯塚市においても、部落差別をはじめ障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、既定の条例を改正し、平成30年4月1日から施行しております。

第1条 (目的)

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念のっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

第2条 (市の責務)

市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

第3条 (市民の責務)

市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

第4条 (相談体制の整備)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

第5条 (教育及び啓発活動の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

第6条 (推進体制の充実)

市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第7条 (実態調査)

市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

第8条 (委任)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。

一人で悩んでいませんか?



『人権相談員』を配置しました(男女各1名)

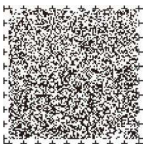
部落差別問題をはじめ、あらゆる差別について人権相談に応じます。訪問による相談も行ないますので、下記までご連絡ください。

☎0948-43-4764

飯塚市 市民協働部 人権・同和政策課 ☎0948-22-5500

いづかし せいさく じんけん
(飯塚市で制作した人権ポスター)

ぶらくさべつ さいさく ひとり
部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消し、一人ひとりの
じんけん そんちょう すす
人権が尊重されるまちづくりをさらに進めていきましょう。



差別解消に関する国の法律

「人権三法」とは、国が差別の解消を目指して施行した、次の三つの法律のことを指します。これらの法律の趣旨を正しく理解し、差別のない社会を実現しましょう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【障害者差別解消法】

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。
(2016年4月1日施行)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律【ヘイトスピーチ解消法】

この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動(ヘイトスピーチ)の解消を目的としています。(2016年6月3日施行)

部落差別の解消の推進に関する法律【部落差別解消推進法】

この法律は、現在もなお部落差別が存在するため、差別は許されないものという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。(2016年12月16日施行)

新作DVDの紹介

(※プロジェクター等の貸出を行っておりますのでお気軽にご利用ください)

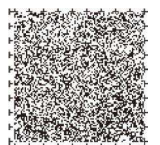
- 言葉があるから(31分)
(無意識の差別～マイクロアグレッション～)
- LGBTsと社会 声に出せないハラスメント(25分)
(性的少数者に対する差別問題)
- STOP!DV(30分)
(様々なハラスメント)
- 部落の心を伝えたいシリーズ番外編
靴下の穴から未来が見えた 上巻・下巻(27分)
(部落差別問題)



ひょうごけん こうえきざいだんほうじんひょうごけんじんけんけいはつきょうかい
©兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会

- 大切なひと(34分) (部落差別問題)

◆ 申し込み TEL 0948-26-1178 FAX 0948-23-7048
人権・同和政策課(立岩人権啓発センター内)



飯塚市の人権問題啓発活動

同和問題啓発強調月間(7月1日~7月31日)

飯塚市では、毎年7月の「同和問題啓発強調月間」に街頭啓発をはじめ、講演会など各種の啓発活動を行っています。

2024年度は市内各所にて街頭啓発を実施しました。

また、講演会については、市内各交流センター計12か所、DVD「大切なひと」を上映しました。



街頭啓発の様子

【講演会アンケートより】

部落差別の歴史的背景から学ぶ良い機会となりました。ただ知識として学ぶだけでなく、一人ひとりの個を大切にしながら認め合う社会の実現へ向けて、日頃からの意識のあり方を改めて考え直す機会となりました。



講演会の様子

飯塚市部落解放研究集会 ~人権フェスティバル~(10月12日)

飯塚市人権教育・啓発推進協議会主催による第52回飯塚市部落解放研究集会は、10月12日(土)に、イイツカコスモスコモンにおいて多数の参加者を迎え開催されました。基調提案後、講談師の神田香織さんによる「はだしのゲン」をご講演いただきました。



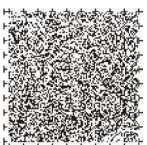
研究集会ポスター

人権・同和問題啓発コーナー展示



イイツカコミュニティセンター1階常設展示コーナーにおいて、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関わるパネルを定期的にテーマを変えて展示しています。

2024年12月2日~2025年1月31日までは、飯塚市内小中学生の人権標語・人権ポスターの展示をおこなっています。



人権について学びませんか？

NPO人権ネットいづかの取組

「NPO法人人権ネットいづか」は、飯塚市より人権啓発事業の委託を受け、各地域・自治会・サークル・企業などに出向き人権問題の学習会や講演会を実施しています。人権問題についての学習等の要望がありましたら、気軽に声をかけてください。地域の交流センターでもNPO人権ネットいづかへのお電話でも結構です。



(Tel.Fax 0948-24-7582)

人権ネットいづかHP

〈こんなことをしています〉

● 自治会で

自治会より依頼を受け、希望されるテーマでの人権研修を行っています。近くの公民館などで開催されるので、気軽に参加できます。また、「いきいきサロン」でも実施されています。

● 地域で

人権講演会を筑穂、穂波、颯田、庄内、鎮西、立岩、鯉田、幸袋、飯塚東地区でまちづくり協議会との共催や協力で、実施しています。市内各所から幅広い参加があります。

- 穂波：ほなみ人権講座……2回 校区単位講演会……5回 まちづくりとの共催……1回
- 筑穂：人権を考える会「かがやき」……4回 ● 幸袋：まちづくり協議会……1回
- 庄内：人権ビデオ上映会 ……6回 ● 颯田：人権を考える会「あおぞら」……3回
- 鎮西：まちづくりとの共催人権講演会……1回 ● 鯉田：人推懇主催……1回
- 立岩：まちづくりとの共催人権講演会……1回 ● 飯塚東地区 ……1回

● 各交流センターで

サークル開講式、各サークル、交流センター職員やまちづくり協議会役員部会員への人権研修を実施。



● 全市民対象の講演会

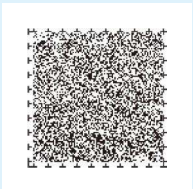
市民を対象に年2回講演会を実施しています。

2024年度 ・共に生きるとは何か…講師 安田 菜津紀さん 9月20日

・老いに沿う……………講師 村瀬 孝生さん 2025年2月15日開催予定

● 企業・事業所

飯塚市内の企業・事業所または公的機関の依頼で人権研修を行っています。



人権に関する様々な相談窓口

部落差別などの人権相談

飯塚市人権相談員(直通)
☎0948-43-4764 FAX 0948-23-7048

女性の人権に関する相談

飯塚市男女共同参画推進センター(サンクス)
☎0948-22-7058
FAX 0948-22-3609

配偶者暴力相談支援センター(DVIに関する相談)
☎0948-29-0071

福岡県筑豊労働者支援事務所(労働に関する相談)
☎0948-22-1149
FAX 0948-22-4118

性犯罪被害相談窓口(警察) #8103

ストーカーや家庭内暴力

悪質商法などの相談窓口(警察) #9110

高齢者の人権に関する相談

飯塚市高齢者支援課
☎0948-22-5506
FAX 0948-25-6214

外国人の相談

Fukuoka Multilingual Assistance and Information Center (MAIC)
fukuoka-maic@kokusaihiroba.or.jp
外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911
福岡県外国人相談センター ☎0120-279-906

(多言語相談)
飯塚市外国人相談窓口 ☎0948-96-8507

障がい児(者)、発達障がいなどに 関する相談

飯塚市・嘉麻市・桂川町
障がい者基幹相談支援センター
☎0948-43-4006 FAX 0948-43-4021

児童虐待・子育てなどの相談

児童相談所全国共通ダイヤル(通話無料)
☎189(いちばやく)

田川児童相談所
☎0947-42-0499 FAX 0947-42-0439

飯塚市子どもなんでも相談
☎0948-26-7733

飯塚市こども家庭課家庭児童相談室
☎0948-22-5500 FAX 0948-21-9508
(内線1126~1129)

さまざまな悩み、インターネット・SNS(LINE・チャット)での相談

法務省インターネット人権相談窓口



SNS相談などを行っている団体一覧(厚労省紹介)



みんなの人権110番

☎0570-003-110

子どもの人権110番

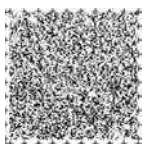
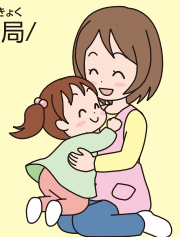
☎0120-007-110

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

電話をかけた場所の最寄りの法務局/
ちほうほうむきょく
地方法務局につながります。

通話無料



監修・発行：飯塚市人権・同和政策課

連絡先：☎0948-26-1178 FAX 0948-23-7048 [立岩人権啓発センター]